

長泉町告示第86号

長泉町公立教育・保育施設民営化事業者評価委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和8年6月30日

駿東郡長泉町長 池田



長泉町公立教育・保育施設民営化事業者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 町の公立教育・保育施設（長泉町立学校等設置条例（昭和39年長泉町条例第103号）別表に掲げる町立長泉幼稚園、町立東幼稚園及び町立桃沢幼稚園、長泉町立保育所設置条例（昭和49年長泉町条例第2号）第2条に規定する長泉町立竹原保育園及び長泉町立中央保育園並びに長泉町立幼保連携型認定こども園条例（平成29年長泉町条例第4号）第3条に規定する長泉町立北こども園及び長泉町立南こども園をいう。以下同じ。）の民営化に係る事業者（以下「民営化事業者」という。）の候補者を公平かつ適正に選定するため、長泉町公立教育・保育施設民営化事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 民営化事業者の募集条件並びに民営化事業者の候補者の評価方法及び選定基準の作成に関すること。
- (2) 民営化事業者の候補者の評価及び選定（前号に掲げる事項を除く。）に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するほか、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育・保育に関して専門的知識を有する者
- (2) 民間事業者の財務会計事務に関して知識経験を有する者
- (3) 民営化の対象となる公立教育・保育施設（以下「対象施設」という。）に在籍する児童の保護者を代表する者
- (4) 副町長
- (5) 教育部長

(6) 対象施設の長

(7) その他町長が必要と認める者

2 前項第3号、第6号及び第7号に係る委員（次条において「保護者代表等委員」という。）は、前条第1号に掲げる事項に限り、検討及び協議を行うものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱等の日から第7条の規定による報告を行う日までとする。ただし、保護者代表等委員の任期は、委嘱の日から当該所掌事務が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員から委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（報告）

第7条 委員長は、対象施設の民営化事業者の候補者を選定したときは、町長に報告するものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。